

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	2	府省庁名 環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税（環境性能割） 自動車税（種別割） 軽自動車税（環境性能割） 軽自動車税（種別割））	
要望項目名	車体課税のグリーン化	
要望内容（概要）	<p>車体課税について、今後、平成31年度与党税制改正大綱の指摘（※）を踏まえて見直しを行うに当たっては、エコカー減税・グリーン化特例が、ユーザーが環境性能の高い自動車を選択し、もって地球温暖化・公害対策の推進に寄与してきた役割を踏まえ、その政策インセンティブ機能がより一層強化されるよう、関連する税制も含め総合的・体系的に一層のグリーン化を図ることとされたい。</p> <p>特に、クリーンディーゼル車については、同大綱において、「次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る」とされたことを踏まえ、検討されたい。</p> <p>（※） 車体課税に関しては、平成31年度与党税制改正大綱において、国内自動車市場の活性化、自動車ユーザーの負担軽減、地方財源の安定的確保等の観点からの抜本的な見直しが行われ、累次の税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とされた。</p> <p>この中で、自動車重量税のエコカー減税については、その政策インセンティブ機能を強化する観点から、軽減割合等の見直しなど、重点化を図った上、適用期限が2年延長されたところである。</p> <p>その上で、同大綱においては、「今後、エコカー減税の適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者・受益者負担としての性格、市場等への配慮等の観点を踏まえることとする」、「次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る」とされたほか、中長期的検討課題として、「自動車については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税の在り方について、中長期的な視点に立って検討を行う」こととされている。</p>	
関係条文	-	
減収見込額	<p>[初年度] - (-) [平年度] - (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 環境性能に優れた自動車の普及を推進し、大気汚染の防止及び地球温暖化防止を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 自動車からの排出ガスによる大気汚染問題や燃料消費に伴うCO₂の排出による地球温暖化問題に的確に対応するためには、環境性能に優れた自動車の早期普及を図ることが必要不可欠である。「未来投資戦略2018」（平成30年6月15日閣議決定）において、具体的な施策として「2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とすること」をKPIとして設定している（平成29年度新車販売に占める次世代自動車の割合は36.7%）。また、革新的事業活動に関する実行計画（平成30年6月15日閣議決定）において、「EV・PHVの普及台数を2020年までに累計販売台数として最大で100万台とすることを目指す」「FCVの普及台数を2020年までに4万台程度、2030年までに80万台程度とすることを目指す」ことを、上記KPIの補助指標として設定している（平成29年末のEV・PHVの累計販売台数は約21万台、燃料電池自動車の累計販売台数は約2.3千台）。このため、環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与え、その普及を促進し、大気汚染の改善及び地球温暖化の防止を図ることが必要である。</p>	

本要望に 対応する 縮減案	なし
---------------------	----

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>施策1. 地球温暖化対策の推進 目標1-1 地球温暖化対策の計画的な推進による低炭素社会づくり</p> <p>施策3. 大気・水・土壌環境等の保全 目標3-1 大気環境の保全（酸性雨・黄砂対策を含む）</p>
	政策の達成目標	<p>○未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とすることを目指す。 <p>○革新的事業活動に関する実行計画（平成30年6月15日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・EV・PHVの普及台数を2020年までに累計販売台数として最大で100万台とすることを旨とする（補助指標） ・FCVの普及台数を2020年までに4万台程度、2030年までに80万台程度とすることを旨とする（補助指標） <p>○水素基本戦略（平成29年12月26日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車について、2020年までに4万台程度、2025年までに20万台程度、2030年までに80万台程度の普及を目指す。 <p>○「自動車産業戦略2014」（平成26年11月17日経済産業省製造産業局自動車課）においては、2030年度の普及目標として、ハイブリッド自動車30～40%、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車20～30%、燃料電池自動車～3%、クリーンディーゼル車5～10%。</p> <p>○自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（平成23年3月25日閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対策地域において、平成32年度までにNO₂及びSPMに係る大気環境基準を確保。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	-
	同上の期間中の達成目標	-
	政策目標の達成状況	<p>平成29年度における新車販売に占める次世代自動車の割合は36.7%（ハイブリッド自動車31.7%、電気自動車0.5%、プラグインハイブリッド自動車0.8%、燃料電池自動車0.02%、クリーンディーゼル車3.6%）である。</p> <p>また、平成29年度大気環境基準達成率は、NO₂が99.7%、SPMが100%となっているが、自動車交通量の多い一部の地区において、長期間にわたりNO₂の大気環境基準が達成されていない状況にあるほか、SPMについても安定的・継続的に大気環境基準を確保することが求められている状況にある。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	-
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることにより、環境性能に優れた自動車の普及を一層促進する効果が期待できる。環境性能に優れた自動車、特に車両からの排出ガスが無い自動車の普及により、自動車からのNO_x・PM排出量の大幅な削減とそれに伴う大気環境の改善が期待できるとともに、CO₂削減効果も大きく、地球温暖化防止にも資することから、本要望事項は有効である。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>○ 国税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の特例（エコカー減税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	-
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	-
	要望の措置の妥当性	<p>環境性能に優れた自動車に対し税制上のインセンティブを与えることで、広く国民に対して、環境性能に優れた自動車の効率的な普及を一層促進するとともに、自動車からの大気汚染物質等の排出量削減によるNO₂、SPMの大気環境基準の確保やCO₂削減効果による地球温暖化防止を推進することが可能である。</p>

税負担軽減措置等の適用実績	-
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	-
前回要望時の達成目標	-
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	-
これまでの要望経緯	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度に制度創設。 ・平成 22 年度税制改正において、一定の環境性能を有する車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のトラック・バスを軽減対象に追加。 ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 3 年延長。 ・平成 26 年度税制改正において、エコカー減税を拡充。 ・平成 27 年度税制改正において、エコカー減税を見直し。 <ul style="list-style-type: none"> ○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ○税率をおおむね 80%軽減： 平成 32 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 60%軽減： 平成 32 年度燃費基準達成 ○税率をおおむね 40%軽減： 平成 27 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 27 年度燃費基準+5%達成 ・平成 28 年度税制改正において、平成 29 年 4 月 1 日より自動車取得税を廃止することが決定。（その後、消費税率引き上げ時期延期に伴い、廃止時期を 2 年半延期することが決定。） ・平成 29 年度税制改正において、次のように変更した上で、2 年延長。 <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度 <ul style="list-style-type: none"> ○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+40%達成 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+30%達成 ○税率をおおむね 60%軽減： 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ○税率をおおむね 40%軽減： 平成 32 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 32 年度燃費基準達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 27 年度燃費基準+10%達成 平成 30 年度 <ul style="list-style-type: none"> ○非課税： 電気自動車等 ○非課税： 平成 32 年度燃費基準+40%達成 ○税率をおおむね 80%軽減： 平成 32 年度燃費基準+30%達成 ○税率をおおむね 60%軽減： 平成 32 年度燃費基準+20%達成 ○税率をおおむね 40%軽減： 平成 32 年度燃費基準+10%達成 ○税率をおおむね 20%軽減： 平成 32 年度燃費基準達成

- ・平成 31 年度税制改正において、消費税税率 10% 引上げに伴う廃止を決定。
 - (軽) 自動車税 (環境性能割) の創設
- (軽) 自動車税 (環境性能割)
 - ・平成 31 年度税制改正において、消費税税率 10% 引上げに伴う自動車取得税の廃止後、導入することが決定。
 - 非課税： 電気自動車等、平成 32 年度燃費基準+20% 達成 (軽自動車は同基準+10% 達成) 以上
 - 1%： 平成 32 年度燃費基準達成+10% 達成 (軽自動車は同基準達成)
 - 2%： 平成 27 年度燃費基準 (軽自動車は上記以外)
 - 3%： 上記以外 (軽自動車は対象外)
 - ・消費税税率引上げに伴う経過措置あり。
- (自動車税 (種別割))
 - ・平成 13 年度に制度創設。
 - 税率をおおむね 50% 軽課： 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆かつ燃費基準達成車
 - 税率をおおむね 25% 軽課： 旧☆☆かつ燃費基準達成車
 - 税率をおおむね 13% 軽課： 旧☆かつ燃費基準達成車
 - 税率をおおむね 10% 重課： 11 年超のディーゼル車・13 年超のガソリン車 (低公害車、一般乗合バスは適用対象外)
 - ・平成 15 年度に、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50% 軽課： 電気自動車 (燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・メタノール自動車・旧☆☆☆かつ燃費基準達成車 (LPG 自動車を含む)
 - ・平成 16 年度に、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50% 軽課： 電気自動車 (燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+5% 達成車 (LPG 自動車を含む)
 - 税率をおおむね 25% 軽課： ☆☆☆☆かつ燃費基準達成車 (LPG 自動車を含む)・☆☆☆かつ燃費基準+5% 達成車 (LPG 自動車を含む)
 - ・平成 18 年度に、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50% 軽課： 電気自動車 (燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車・メタノール自動車・☆☆☆☆かつ燃費基準+20% 達成車 (LPG 自動車を含む)
 - 税率をおおむね 25% 軽課： ☆☆☆☆かつ燃費基準+10% 達成車 (LPG 自動車を含む)
 - ・平成 20 年度に、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50% 軽課： 電気自動車 (燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車 (GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆車)・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25% 達成車
 - 税率をおおむね 25% 軽課： ☆☆☆☆車かつ燃費基準+20% 達成車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+15% 達成車
 - ※ 各基準を満たすハイブリッド自動車も軽課対象
 - ・平成 22 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更。
 - 税率をおおむね 50% 軽課： 電気自動車 (燃料電池自動車を含む)・天然ガス自動車 (GVW3.5t 以下は☆☆☆☆車、GVW3.5t 超は重量車☆車)・プラグインハイブリッド自動車・☆☆☆☆車かつ燃費基準+25% 達成車
 - ・平成 24 年度税制改正において、燃費基準等の要件を引き上げた上で 2 年延長。
 - ・平成 26 年度税制改正において、次のように変更。
 - 電気自動車、燃料電池車、天然ガス自動車 (平成 21 年排ガス規制 NOx10% 以上低減)、プラグインハイブリッド車に加えて、新たにクリーンディーゼル乗用車 (平成 21 年排ガス規制適合の乗用車) が対象に追加され、☆☆☆☆車かつ平成 27 年度燃費基準+20% 達成 (かつ平成 32 年度燃費基準達成車) の区分と併せて減税を拡充した上で 2 年延長。
 - 平成 27 年度燃費基準達成車に係る税率の軽減措置を廃止。
 - 新車登録から 13 年超のガソリン車及び 11 年超のディーゼル車に対する重課を概ね 10% から 15% に強化した上で 2 年延長。

- ・平成 28 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更した上で、1 年延長。
 - 税率をおおむね 75%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準+10%達成
 - 税率をおおむね 50%軽課：平成 27 年度燃費基準+20%達成
- ※平成 27 年度燃費基準+10%達成車に係る税率の軽減措置は廃止。
- ・平成 29 年度税制改正において、軽課の内容を次のように変更した上で、軽課及び重課を 2 年延長。
 - 税率をおおむね 75%軽課： 電気自動車等
 - 税率をおおむね 75%軽課： 平成 32 年度燃費基準+30%達成
 - 税率をおおむね 50%軽課： 平成 32 年度燃費基準+10%達成
- ・平成 31 年度税制改正において、軽課及び重課を 2 年延長するとともに、平成 35 年度から 2 年間について次のように見直し。
 - 税率をおおむね 75%軽課： 電気自動車等

(軽自動車税)

- ・平成 27 年度税制改正において、一定の環境性能を有する四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入。
 - 税率を概ね 75%軽課： 電気自動車・天然ガス自動車・☆☆☆☆車
 - 税率を概ね 50%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準+20%達成車
 - 税率を概ね 25%軽課： ☆☆☆☆車かつ平成 32 年度燃費基準達成車
- ・平成 28 年度税制改正において、上記制度のまま 1 年延長。
- ・平成 29 年度税制改正において、次のように変更した上で、2 年延長。
 - 税率をおおむね 75%軽課： 電気自動車等
 - 税率をおおむね 50%軽課： 平成 32 年度燃費基準+30%達成
 - 税率をおおむね 25%軽課： 平成 32 年度燃費基準+10%達成
- ・平成 31 年度税制改正において、軽課及び重課を 2 年延長するとともに、平成 35 年度から 2 年間について次のように見直し。
 - 税率をおおむね 75%軽課： 電気自動車等